

[事案 28-29] 給付金請求書類省略請求

・平成 28 年 5 月 9 日 不受理決定

<事案の概要>

平成 27 年 9 月、手術を受けたので、加入していた医療保険（団体型）の給付金を請求したところ、保険会社から所定の様式による診断書の提出を求められたことに対し、給付金額に比べて同証明書の発行手数料が高額であることなどを理由として、同診断書に代わり診療明細書の写しにより給付金の請求に対応することを求めて、申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、保険会社が給付金の支払いにあたって所定の請求書類の提出を求めることは、保険会社の通常の業務運営ひいてはその経営方針に係る事項であることから、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。